

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)【令和4年度】

資料2

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病 院	往 11.1km 復 11.3km	361日	1444.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り)はし お元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	965回		路線定期 運行	①	エバーグリーン広陵 店前で補助対象地域 間幹線系統「高田イ オンモール線」「高田 新家線」と接続する。 (近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①		③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	(左回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 25.8km 復 25.8km	361日	180.5回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘セン ター	近鉄高田駅	往 18.1km 復 18.1km	361日	302.0回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南部支線C	近鉄高田駅	(左回り)真 美ヶ丘センター	近鉄高田駅	往 26.9km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	コープなんご う・百済二条	近鉄高田駅	往 21.9km 復 21.9km	361日	180.5回		路線定期 運行	①		③
		(8) 南部支線E	近鉄高田駅	百済二条・コ ープなんごう	広陵町役場	往 19.3km 復 19.3km	361日	180.5回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)【令和5年度】

資料2

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病院	往 11.1km 復 11.3km	361日	1444.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り)はし お元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	966回		路線定期 運行	①	エバーグリーン広陵 店前で補助対象地域 間幹線系統「高田イ オンモール線」「高田 新家線」と接続する。 (近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①		③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	(左回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 25.8km 復 25.8km	361日	180.5回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘セン ター	近鉄高田駅	往 18.1km 復 18.1km	361日	302.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南部支線C	近鉄高田駅	(左回り)真 美ヶ丘センター	近鉄高田駅	往 26.9km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	コープなんご う・百済二条	近鉄高田駅	往 21.9km 復 21.9km	361日	180.5回		路線定期 運行	①		③
		(8) 南部支線E	近鉄高田駅	百済二条・コ ープなんごう	広陵町役場	往 19.3km 復 19.3km	361日	180.5回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)【令和6年度】

資料2

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
広陵町	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病院	往 11.1km 復 11.3km	362日	1448.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り)はし お元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	362日	967回		路線定期 運行	①	エバーグリーン広陵 店前で補助対象地域 間幹線系統「高田イ オンモール線」「高田 新家線」と接続する。 (近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	362日	724回		路線定期 運行	①		③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	(左回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 25.8km 復 25.8km	362日	181.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で補 助対象地域間幹線系 統「高田五條線」「高 田イオンモール線」 「高田新家線」と接続 する。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘セン ター	近鉄高田駅	往 18.1km 復 18.1km	362日	302.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南部支線C	近鉄高田駅	(左回り)真 美ヶ丘センター	近鉄高田駅	往 26.9km (循環)	362日	362回		路線定期 運行	①		③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	コープなんご う・百済二条	近鉄高田駅	往 21.9km 復 21.9km	362日	181.0回		路線定期 運行	①		③
		(8) 南部支線E	近鉄高田駅	百済二条・コ ープなんごう	広陵町役場	往 19.3km 復 19.3km	362日	181.0回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。